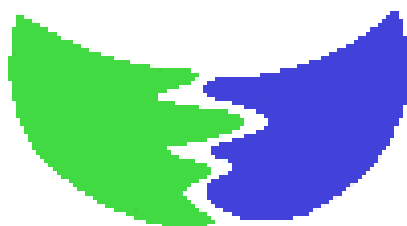


# 標茶町いじめ防止基本方針



SHIBECHA

標茶町教育委員会  
(平成30年9月制定)  
(令和6年2月改定)

## 標茶町いじめ防止基本方針

### はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。いじめを受けている子どもがいた場合には、最後まで守り抜き、いじめをしている子どもには、その行為は許さず、毅然とした態度で指導にあたる必要があります。

いじめを防止するには、町民全員が、子どものいじめに対する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、子ども自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

そこで標茶町は、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第12条及び「北海道いじめの防止等に関する条例（以下「条例」という。）第11条の規定及び「北海道いじめ防止基本方針」（以下「北海道基本方針」という。）に基づき、標茶町におけるいじめの防止等の対策の基本的な方向や具体的な内容を示すために「標茶町いじめ防止基本方針」（以下「標茶町基本方針」という。）を策定します。

この「標茶町基本方針」では、いじめの防止等の取組を町全体で円滑に進めていくことを目指し、すべての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を方針の柱としています。

標茶町立学校においては、標茶町基本方針が求める「教育委員会の取組」等、町が実施する施策を参酌して、学校が取り組む「いじめ防止基本方針」を策定し、学校における「いじめ防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、迅速かつ適切に「重大事態」等に対処します。

## 目次

### はじめに

#### 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方  
(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・ 4  
(2) いじめの理解  
ア いじめの定義  
イ いじめの内容  
ウ いじめの要因  
エ いじめの解消
- 2 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割・・・・・・・・・・・・・・・・ 6  
(1) 学校及び学校の教職員の責務  
ア 学校の責務  
イ 教職員の責務  
(2) 保護者の責務

#### 第2章 いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策

- 1 標茶町いじめ防止基本方針策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 いじめ防止に向けた方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 教育委員会の取組・・・・・・・・・・・・・・・・ 10  
(1) いじめの防止・早期発見に関すること  
(2) いじめの対応に関すること  
(3) 学校評価等に関すること

#### 第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策

- 1 学校いじめ防止基本方針策定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 学校の組織づくりについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化に向けて・・・・・・・・ 11  
(1) いじめの防止・早期発見に関すること  
(2) いじめの対応に関すること  
(3) 学校評価等に関すること

#### 第4章 重大事態への対処

- 1 重大事態とは・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 標茶町立学校における対処・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

すべての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めるとともに、町と学校が一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。

#### (1) 基本理念

- いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること
- すべての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること
- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること

#### (2) いじめの理解 ア 定義

##### 【いじめの定義】(法第2条、条例第2条)

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

#### イ 内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

##### 《事例》

(定期的実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。)

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でバカにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

【この事例のA君の行為は定義に照らしていじめに該当するものと考えられます】

## ウ 要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次のことに留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題からおこるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけではなく、はやしたてたりおもしろがったりする「観衆」の存在、周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。  
そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、すべての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。  
そのため、児童生徒の発達段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

## エ 解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満た

されている必要があります。ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

（※ 相当の期間～少なくとも3か月を目安とする）

ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切です。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要があります。

2 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割

いじめの防止等のための対策を進めるため、全ての児童生徒の自己有用感や自己肯定感を育成する取組を、学校だけではなく、家庭、地域住民、行政その他の関係者相互の連携協力の下、社会全体で進めます。

(1) 学校及び学校の教職員の責務  
ア 学校の責務

- 校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- 学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。
- 学校は、児童生徒の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての児童生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とのかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- 学校は、児童生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、全ての児童生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- 学校は、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。
- 学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。
- 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。いじめたとされる児童生徒に対しては事情を確認した上

で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。

○学校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。

## イ 教職員の責務

○教職員は、児童生徒理解を深めるとともに、児童生徒及び保護者等との信頼関係の構築に努め、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりしない。

○教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応につなげる。

○教職員は、「学校いじめ対策組織」において情報提供を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通す。

○教職員は、児童生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりしない。

○教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる実践的指導力を身に付ける。

## (2) 保護者の責務

○保護者は、その保護する児童生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。

○保護者は、その保護する児童生徒の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせるよう努める。

○保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び児童生徒の発達の段階に応じ、その保護する児童生徒について、インターネットの利用の状況



を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。また、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意する。

- 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。
- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応する。
- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童生徒を見守り支える。

## 第2章 いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策

### 1 標茶町いじめ防止基本方針策定の目的

標茶町基本方針は前述の基本理念のもと、いじめの問題への対策を町民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら、広く社会全体で進め、法に規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、町全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とします。

### 2 いじめ防止に向けた方針

児童生徒のいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努めます。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要です。その実行のために、町全体で児童生徒の健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要があります。

教育委員会は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、条例第35条により、学校、教育委員会、標茶町青少年健全育成推進連絡協議会その他の関係者により構成される、「標茶町いじめ問題等対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」

という。)を置くことができる。

教育委員会は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、町におけるいじめの防止等の対策を実効的におこなうために「標茶町いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置くことができる。

なお、専門委員会は「第三者機関」としての役割を併せ持つものとする。

### 3 教育委員会の取組

いじめが生まれにくい環境をつくるため、学校において、人権が尊重され、安心して過ごせるとともに、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができるような取組等、発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育を推進する。

#### (1)いじめの防止・早期発見に関すること

○教育委員会は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、「特別の教科 道徳」をはじめ、すべての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等を充実させる。

○教育委員会は、学校の教育活動全体を通じて望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を充実する。

○教育委員会は、学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。

○教育委員会は、各学校において、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう、児童生徒自らがいじめ防止に取り組む活動「いじめ根絶一学校一運動」の充実を図る。

○教育委員会は、各学校の「いじめ根絶一学校一運動」の取組活動を通じ交流し、いじめ防止に向けて、児童生徒が主体的に考え、議論できる場として「標茶町いじめ根絶子ども会議」を実施する。

○教育委員会は、「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、当該児童生徒のプライバシーに十分に配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導が組織的に行う。

- 教育委員会は、「いじめの把握のためのアンケート」調査において、結果及び分析について、保護者や地域住民への公表を行い、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓蒙活動の充実に努める。
  - 教育委員会は、指導室をいじめに関する相談窓口として、それに対応する体制整備を図る。
  - 教育委員会は、町に配置されているスクールカウンセラーの役割等を各学校に周知し、積極的な活用を促すとともに、活用の促進を図る。
  - 教育委員会は、各学校で行われているアンケートや個人面談等の取組状況について把握する。
  - 教育委員会は、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかを監視するネットパトロールの実施など、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制を整備する。
- (2) いじめの対応に関すること
- 町は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、教育委員会に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
  - 教育委員会は、標茶町生徒指導連絡協議会等の関係団体と連携を取り、個人情報の取り扱いに配慮しながら、平素よりいじめの問題等について情報交流ができるようにする。
- (3) 学校評価等に関すること
- 標茶町は、各学校で実施されている「学校評価」について、調査項目の中にいじめに関するものを位置づけることを周知する。
  - 標茶町は、各学校で実施されている「学校評価」について、調査内容及び調査結果の報告を受ける。

### 第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策

#### 1 学校いじめ防止基本方針策定の考え方

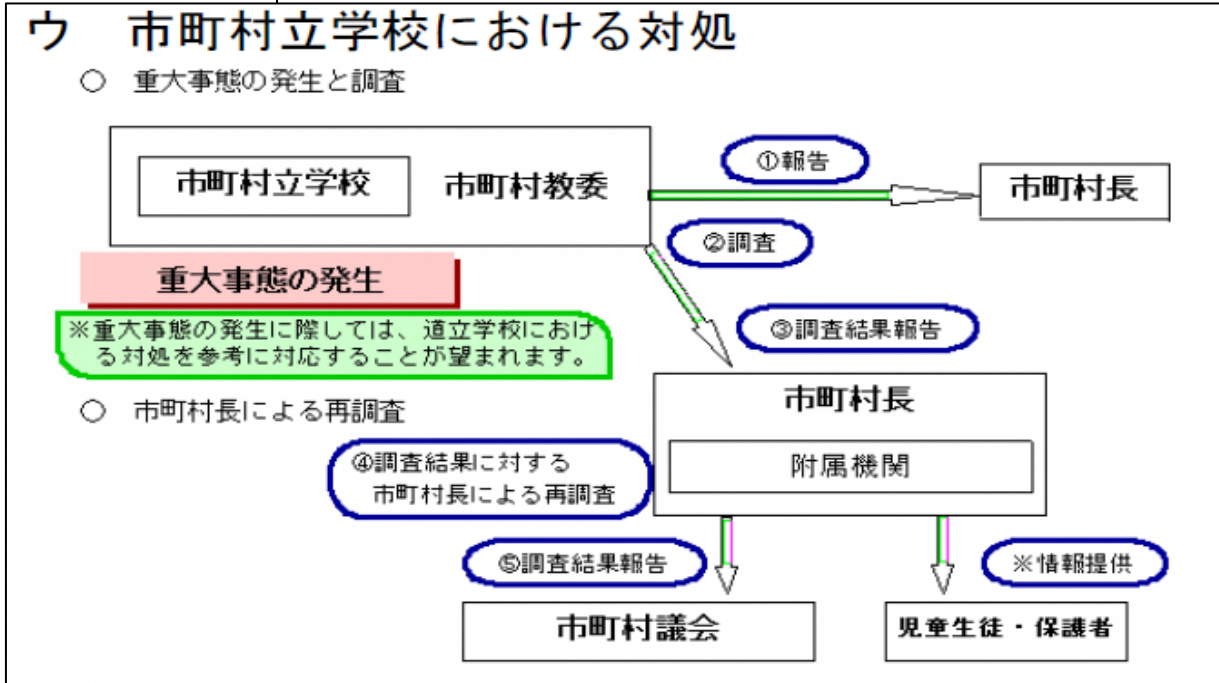
法第13条に基づき、各学校は、国、道、町の基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を学校基本方針として定める。策定した学校基本方針は保護者や地域に公開する。

2 学校の組織づくりについて	<p>法第22条に基づき、各学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教員等で構成される、いじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。</p>
3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各学校は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、「特別の教科 道徳」をはじめ、すべての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る。</li> <li>○ 各学校は、平素より、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することができるよう、教育課程の編成を工夫し、改善することに努める。</li> </ul>
(1) いじめの防止・早期発見に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各学校は、児童生徒がいじめに正面から向き合えるよう、児童生徒自らがいじめ防止に取り組む活動「いじめ根絶一学校一運動」の充実を図る。</li> </ul>
(2) いじめの対応に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各学校は、いじめ把握のアンケートや<i>i-check</i>等の各種調査及び定期的な個人面談などを実施し、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。</li> <li>○ 各学校は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携したいじめの防止等のための取組を進める。</li> <li>○ 各学校は、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、迅速に組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。</li> </ul>
(3) 学校評価等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各学校は、いじめの問題に関する学校評価を実施する際、児童生徒や地域の状況を踏まえた目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況を評価して、評価結果を踏まえた改善に取り組む。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報提供や組織的な対応等が評価されるよう留意する。</li> </ul>

#### 第4章 重大事態への対処

1 重大事態とは	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重大事態（法第28条） <ul style="list-style-type: none"> <li>1 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき</li> <li>2 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき</li> </ul> </li> </ul>
----------	--

2 標茶町立学校 ○ 北海道基本方針より  
 における対処



- 各学校は、当該児童生徒に重大事態が発生した疑いがあると認められた場合には、教育委員会を通じて、その旨を町長へ報告する。
- 重大事態が発生した疑いがあると認められた場合に行う調査については、「事実関係を明らかにする」ために行うものである。
- 専門委員会が調査を行い、調査が完了次第、教育委員会を通じて、町長へ報告を行うものとする。
- 情報提供については、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明する。